



事業名	児童相談所を設置し、「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」として整備 —平成 33 年 4 月開設予定—
------------	---

ここがポイント	◆児童相談所（一時保護所を含む）の機能と、児童と家庭の支援拠点機能を一体化させた「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」を整備 ◆用地として南青山5丁目(国有地)を平成29年11月に取得予定	予算額	39,300千円 (施設整備計画費)
		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時 (<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> レベルアップ

背景

児童福祉法等の一部を改正する法律が成立

特別区が児童相談所を設置できるように

相談件数の増加 (平成 27 年度)

新規受理 926 件 (過去最多)
児童虐待件数 478 件 (24 年比 3 倍) 増加、重篤化傾向が続いている。

区の地域連携

- ◆学校、保育園、警察、医療機関、民生委員・児童委員等と連携し、きめ細かく支援
- ◆インターナショナルスクールに、虐待対応マニュアル英語版を配布
- ◆里親支援を平成 28 年から開始

職員の専門性の強化

- ◆弁護士、児童精神科医、学識経験者による定期的指導
- ◆児童相談所に職員を派遣
- ◆平成 29 年度より児童相談所 OB と警視庁 OB を非常勤として採用予定

↓

児童相談所を設置

区は、地域ぐるみで、児童の問題の未然防止から調査、援助、保護、家庭復帰まで、迅速に切れ目なく対応するため、児童相談所を設置します。これまで区が行ってきた相談対応に加え、より専門性の高い、一時保護や施設措置などの権限を持つことにより、一元的、総合的な児童相談体制を構築します。

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センターの整備

区は、児童虐待等の**予防機能の強化**をめざし、児童相談所の相談機能と**妊娠期から子育て期、思春期、自立までの**、子どもと家庭の状況に合わせた支援機能とを一体化させ、ワンストップできめ細かく支援するため、「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」を整備します。子育て講座や子育て家庭向けイベントの開催、**家庭問題への支援**、ひとり親支援、引きこもり対策など多様な相談支援を展開します。

【建設地の概要】

所在地：港区南青山5丁目285番
(国有地を平成29年11月に取得予定)

敷地面積：3,211.06㎡

建築可能延床面積：約5,500㎡
(4層以下)

【スケジュール(予定)】

平成29年4月～ 施設整備計画策定

平成30年3月～ 基本設計・実施設計

平成31年8月～ 建設工事

平成33年4月 開設予定

問合せ	課長	子ども家庭支援センター	保志	☎03-3455-4514 (直通)
		子ども家庭課	長谷川	☎03-3578-2440 (直通)
	係長	子ども家庭支援センター	羽賀	☎03-6400-0091 (直通)